

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月18日
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,671,500円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,724,171,500円 (注) 行使価額の修正又は調整に伴い、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少 する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本アジア投資株式会社西日本オフィス (大阪府大阪市北区大深町3番1号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行新株予約権証券】****(1)【募集の条件】**

発行数	23,500個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	8,671,500円
発行価格	新株予約権1個につき369円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年12月4日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジア投資株式会社 管理グループ 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
割当日	平成26年12月5日(金)
払込期日	平成26年12月5日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店

(注) 1. 日本アジア投資株式会社2014年12月新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」といいます。)については、平成26年11月18日(火)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みを行い、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は23,500,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 行使価額は、当初当社普通株式1株当たり73円とする。行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 3. 行使価額の修正頻度 払込期日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、行使価額は修正される。 4. 行使価額の下限 下限行使価額は、当社普通株式1株当たり50円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5. 交付株式数の上限 23,500,000株(発行済株式総数に対する割合は19.58%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,183,671,500円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、23,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は1,000株とする。但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整される。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初73円とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い修正又は調整される。

2. 行使価額の修正

平成26年12月8日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は50円とし、本欄第3項の規定を準用して調整される。本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を発行する場合(無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本新株予約権の各行使請求の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,724,171,500円</p> <p>(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年12月8日から平成28年12月7日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり369円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり369円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3. 当社は、平成28年12月7日に、本新株予約権1個当たり369円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 当社の現状

当社は、ベンチャーキャピタル業務を中心としたプライベートエクイティ投資を行っておりますが、平成20年9月に発生したリーマンショックに端を発する世界的な金融危機をきっかけに、世界的な景気の冷え込みによる株式市況の低迷と急速な円高の進行、加えて、新規株式上場(IPO)の大幅な減少等、事業環境が急激に悪化したことに伴い、平成21年3月期以降、平成25年3月期まで、5期連続で赤字決算を余儀なくされてきました。とりわけ資金繰りの面では、金融機関からの借入に依存した財務体質が大きな負担となっており、21,413百万円の借入金残高(平成26年9月30日現在)の削減及び自己資本の増強が課題となっております。

そのような中、平成24年12月に発足した第二次安倍政権によるアベノミクス効果等に牽引されて、景気の回復と株式市況の回復により市場全体のIPOの件数も徐々に回復の兆しを見せ、当社においても、投資先企業のIPO等により平成26年3月期については6期ぶりの当期純利益の黒字化を達成することができました。

しかしながら、キャピタルゲインに依存した不安定な収益構造から脱却することはできておらず、平成27年3月期第2四半期においては、大口投資先の破綻などもあって、977百万円の四半期純損失を計上する状況となっております。

(2) 収益拡大に向けての事業戦略

当社は、業績回復のための収益拡大策として、将来の収益の源泉となる良質な投資資産の積み上げとファンド組成に向けた取り組みを続けており、平成21年4月以降も合計14本、総額277億円のファンド新設や投資資産増加が実現しております。

しかしながら、コアとなる事業以外のファンドを売却・規模縮小したことや、過去に組成したファンドの満期が相次いだことから、これらの取り組みがファンド運用残高の減少を補うには至っておらず、依然としてファンドの運営報酬の減少が続いております。そのため、当社では、早期に大型ファンドの組成を実現させるとともに、インカムゲインを期待できる分野への投資に取り組むことによって、安定収益を拡大し、安定した黒字体質を構築することを経営課題の一つとしております。

具体的には、当社では、平成24年に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されたことに伴い、メガソーラー事業に取り組み始めました。メガソーラー事業には様々な企業が参入していますが、当社は、以前よりベンチャーキャピタル投資事業において再生可能エネルギー関連企業への投資実績を有し、当該分野に対する一定の知見が蓄積されていること、また、関連企業への投資を通じて当該分野でディベロッパーとして活躍する企業との関係が構築されていたこと、さらに、日本各地で長年投資活動を行っていたため各地方の地元企業、自治体及び金融機関との関係が構築されていたことから、当社のビジネスチャンスが高い分野であると判断し、取り組みを始めたものです。

メガソーラー事業は、当社グループからメガソーラー事業を営む特別目的会社に対して匿名組合出資を行い、売電収入を源泉とした当該匿名組合からの収益を受領する仕組みで行われます。プライベートエクイティ事業のファンド運営期間は通常7年から10年程度であるのに比し、メガソーラー施設の運営期間は通常20年程度とされ、より長期にわたって安定して収益を見込むことができます。また、国内では既に多数のメガソーラー発電施設が建設されモデルケースが確立されているため、当社においても、発電施設の建設コスト、建設地の日照量、施設の発電量等を一定の精度で見積もることができます。

当社は、既に複数のメガソーラープロジェクトに着手しており、本年2月に運転を開始した高知県東洋町におけるプロジェクトにおいては、限られた資金を最大限に活用し期待収益の最大化を図るべくプロジェクトファイナンス（ノンリコースローン）の組成にも成功しております。また、既に工事に着工している三重県松阪市のプロジェクトについても、地元金融機関によるプロジェクトファイナンスの組成が決定しております。これらの実績を活用して、今後は大型の案件についても手掛ける計画であり、発電事業を行う他社との共同投資案件も含めて、優良な案件の開拓に取り組む予定です。

当社は、今後も、当社の経験とネットワークを生かしながらインカムゲインを期待できる分野への投資を進めることで、安定収益の拡大を図っていく方針です。

(3) 本新株予約権の発行を行う背景、目的及び理由

上記(1)「当社の現状」に記載のとおり、当社にとって、金融機関からの借入に依存した財務体質からの脱却と自己資本の増強は大きな課題となっております。現状では、約60の全取引金融機関に借入金の返済スケジュールの変更に応じていただいている状況であり、手元資金は、事業計画に基づいて、ベンチャーキャピタル投資等と借入金の返済に充当することとなっております。一方で、上記(2)「収益拡大に向けての事業戦略」に記載のとおり、当社では、安定収益拡大のために、新たにメガソーラー事業に取り組んでおります。メガソーラー事業に必要な資金についてはこれまで手元資金を充当してきましたが、ベンチャーキャピタル等への投資資金を確保しつつ、同時に大型のメガソーラー案件に取り組むためには、成長資金の新規調達が必要です。

そこで、既存の借入金の返済スケジュールを変更している現状では、金融機関からの新たな借入は困難であること、また、当社の課題となっている自己資本の増強を実現するためには資本性の資金調達が必要であり、下記注3.(2)「資金調達の方法を選択した理由」に記載のとおり、資金調達手段としては本新株予約権の発行が現時点での最良の選択肢であると判断したことから、下記2(2)「手取金の使途」に記載のとおり、今後予定されているメガソーラープロジェクトに関する費用に充当するため、今回の資金調達の実施を決定するに至りました。

なお、メガソーラー事業については、近時、一部の電力会社が固定価格買取制度の下での送電網への新規接続申し込みに対して受け入れの回答を保留する動きもありますが、当社では、既に新規接続の承諾が得られた案件だけでも複数のプロジェクトが進行しております。また、全ての電力会社が新規接続に関する受け入れの回答を保留しているわけではないため、現時点において新規接続の承諾が得られていなくても、今後承諾が得られることが見込まれるプロジェクトも複数存在します。当社は、これらのプロジェクトに今回の調達資金を充当するとともに、今後も、新規受け入れが可能な案件の発掘を更に進めていく方針であります。当社は、これらのプロジェクトを着実に完成させることで、安定した収益構造を構築し、将来の成長へ向けた基礎を築くことができると考えております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）を2年間とする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

本新株予約権の構成

- ・本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は23,500,000株です。
- ・本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記及びに記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の第三者割当契約の規定により当社が行使指示又は停止指示を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づけ、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初73円（発行決議日の直前取引日の東証終値）ですが、本新株予約権の割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。但し、行使価額の下限は50円（発行決議日の直前取引日の東証終値の68.49%の水準）です。
- ・行使期間は、割当日の翌取引日から2年間です。

当社による行使指示

- ・当社は、平成26年12月8日から平成28年11月8日までのいずれかの日において、当社の判断により、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指示することができます（以下「行使指示」といいます。）。
- ・行使指示に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
 - () 行使指示を行った日（以下「行使指示日」といいます。）の東証終値が下限行使価額の115%に相当する金額以上であること
 - () 前回行使指示を行った日から20取引日以上が経過していること
 - () 当社が、未公表の重要事実を保有していないこと
 - () 行使指示日の東証終値が直前取引日の東証終値よりも10%以上下落していないこと
- ・当社が行使指示を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指示日の翌取引日から20取引日（以下「行使指示期間」といいます。）以内に、指示された数の本新株予約権を行使する義務を負いません。
- ・行使指示後、当該行使指示に係る行使指示期間中に、当社株式の株価（気配値を含みます。）が下限行使価額の115%を下回った場合には、割当予定先は、当該行使指示に基づき本新株予約権を行使する義務を免れます。

- ・一度に行使指示可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指示日の直前取引日までの5取引日、20取引日又は60取引日における当社株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数を超えないようにする必要があります。

- ・当社は、行使指示を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による行使停止

- ・当社は、行使期間中のいずれかの日において、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます（但し、上記の行使指示を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指示を行うことはできません。）。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。
- ・当社は、停止指示を行う際、又は一旦行った停止指示を取り消す際には、それぞれその旨をプレスリリースにて開示いたします。

当社による本新株予約権の取得

- ・当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・割当予定先は、本新株予約権の発行後、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の要項に従い、本新株予約権を取得します。

(2) 資金調達の方法を選択した理由

本新株予約権の主な特徴

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の皆様のご利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

- ・過度な希薄化の抑制が可能なこと

() 本新株予約権は、潜在株式数が23,500,000株(発行決議日現在の発行済株式総数119,993,475株の19.58%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

() 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示を行うことができます。

- ・株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。

() 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること

() 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと

() 下限行使価額が50円に設定されていること

() 行使指示を行う際には、東証終値が58円(下限行使価額の115%の水準)以上である必要があり、また、上記(1)「当社による行使指示」に記載のとおり、一度に行使指示可能な数量の上限は行使指示日の直前の一定期間の出来高を基礎として定められることとなっており、行使がなされる株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

- ・資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、主に、下記の留意事項がございますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ・本新株予約権の下限行使価額は50円に設定されており、株価水準によっては新株予約権が行使されず、資金調達ができない可能性があります。

- ・株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

- ・当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。

他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴

- ・上記注1。「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社は、自己資本の増強を課題としており、資本金の調達により財務基盤の強化を図ることが当社の利益に資すること、また当社の財政状態に鑑み新規の借入れを行うことは極めて困難であることから、借入金ではなくエクイティ・ファイナンスによる調達を検討いたしました。

- ・公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権においては、当社株式の株価・流動性の動向次第で、実際の調達金額が予定される金額を下回る可能性はあるものの、上記の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付するものとします。

9. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,724,171,500	10,000,000	1,714,171,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額である8,671,500円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額である1,715,500,000円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
メガソーラープロジェクト事業への投資資金	1,714	平成27年1月～平成28年12月

（注）１．調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

- メガソーラープロジェクト事業への投資資金とは、具体的には、メガソーラー発電所の建設用地の造成費用、電力会社向けの工事負担金、プロジェクト権利の購入対価、プロジェクト開発者や仲介者への支払手数料、リース・プロジェクトファイナンス関連支出、メガソーラー発電所の建設関連資金等です。
- メガソーラー事業の開発には多くの事業者や団体が関与します。具体的には、土地所有者、ディベロッパー、発電所建設業者、発電施設の販売業者、発電事業者、発電設備の管理事業者、国や地方自治体、金融機関等です。当社は、原則としてこれらのコーディネートを主導的に行い、また、当社が単独で、又は他の投資家と共同で投資し、事業化を進めます。
- 当社は、既に送電網への新規接続の承諾が得られ、固定価格での電力買取りが確定している案件及びプロジェクトの進行状況に鑑みかかる承諾が得られることが見込まれる案件を複数有しており、それらのうち下記表に記載した案件に、本新株予約権の行使により調達する資金を充当してまいります。各案件の詳細は下記のとおりです。

岩手県一関市のプロジェクトについては、既に東北電力から送電網への接続の承諾を受けており、下記の売電価格での買取りが確定しております。また、地主との間の土地の賃貸借契約も締結を完了しており、造成工事を開始しております。

熊本県球磨郡のプロジェクトについては、既に九州電力から送電網への接続の承諾を受けており、下記の売電価格での買取りが確定しております。また、地主との間の土地の賃貸借契約も締結を完了しており、造成工事に向けた準備を行っている段階です。

栃木県矢板市のプロジェクトについては、既に東京電力から送電網への接続の承諾を受けており、下記の売電価格での買取りが確定しております。土地については、地主との間で賃貸借についての基本合意を得た段階であり、同時に地元自治体への開発許可手続に向けた準備を行っている状況です。

静岡県伊豆の国市のプロジェクトについては、東京電力に対して送電網への新規接続の申込手続を既に完了しており、承諾の回答を待っている状況です。東京電力に関しては、現時点において当該エリアにおける新規接続の申し込みに対する回答の保留は表明しておらず、また、申込手続の中でも特段の問題は指摘されていないことから、承諾は得られる見込みであると考えております。また、土地については、地主である地元自治体との間で賃貸借についての基本合意を得た段階であり、同時に地元自治体への開発許可手続に向けた準備を行っている状況です。

なお、下記の記載は、現時点で入手し得る情報を元に合理的に試算したものです。今後の状況に応じて変更となる可能性があります。

案件所在地	キロワット当たり売電価格	売電開始予定時期	見込事業規模	総事業資金見込額（百万円）	投資家	うち当社投資見込額（百万円）
岩手県一関市	36円	平成27年10月	10.8メガワット	3,394	当社単独	480
熊本県球磨郡	40円	平成27年12月	2.3メガワット	841	共同投資	70
栃木県矢板市	40円	平成29年1月	25.0メガワット	9,544	共同投資	935
静岡県伊豆の国市	36円	平成29年1月	13.5メガワット	4,807	共同投資	525
合計			51.6メガワット	18,586		2,010

- 投資金額が本新株予約権の行使による調達額を超える部分については、手元資金より拠出する計画です。また、本新株予約権の行使状況や行使価額によっては、本新株予約権の行使による調達額が、投資金額を想定以上に下回る可能性もありますが、その場合においても、手元資金を拠出し予定通りにプロジェクトを完成させることを検討します。但し、その場合には、既に手元資金の使途として計画しているベンチャーキャピタル投資のファンド組成計画の見直しや、投資計画の見直し、又は既存投資資産の回収時期の前倒し等の対応を行う必要があり、それによって事業計画が下振れする可能性があります。

6. 総事業資金のうち15%程度を当社及び共同投資家による投資資金、残り85%程度をノンリコース型のリースやプロジェクトファイナンスの負債性資金で調達する計画です。負債性資金の調達に向けた活動も進捗しており、具体的には、岩手県一関市のプロジェクトについては、大手金融機関との間で基本合意を得ております。熊本県球磨郡のプロジェクトについては、地元金融機関との間で基本合意を得ております。栃木県矢板市のプロジェクトについては、大手リース会社との間で協議中であります。静岡県伊豆の国市のプロジェクトについては、大手金融機関及び地元金融機関との間で協議中であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の割当日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券(以下に定義します。)の発行(株式分割を含みます。)、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引(差金決済若しくは現物決済のいずれをも含みます。)その他の取引を行うこと、当社の指示により行為する法人若しくは個人に若しくはに定める行為を行わせること、又は、若しくはに記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表することを行わない旨合意しております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)をいいますが、当社並びに当社の子会社及び関連会社の取締役その他の役員及び使用人に対して発行される新株予約権(但し、各事業年度において、その目的である株式数が一定数を上回らない範囲とします。)並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるものを除きます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(1) 名称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
(2) 本店所在地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
(3) 直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年5月30日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 半期報告書 平成26年9月26日 (2014年度中(自平成26年1月1日至平成26年6月30日))

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、平成26年9月に、割当予定先のグループの日本法人であるパークレイズ証券株式会社より、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る本新株予約権の発行及び第三者割当の提案を受けたことに加え、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却がパークレイズ・バンク・ピーエルシーにより行われると期待されること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券株式会社のおっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数23,500,000株

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要です。

また、当社役員と割当予定先の代理人であるパークレイズ証券株式会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。

さらに、当社とパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成26年6月期の貸借対照表から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）により承認され、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構の監督及び規制を受けております（登録番号はNo.1026167）。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のおっせんを行うパークレイズ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されておませんが、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する際には当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーとの間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提（行使期間中に行使指示の要件を満たした場合には必ず当社が行使指示を実施し、以降本新株予約権が残存する限り当社が行使期間中に行使指示を繰り返し、停止指示を行わないこと、当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないこと、及び割当予定先からの本新株予約権の取得の請求が行われないことを含みます。）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金369円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年11月17日）の東証終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である50円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6か月間及び発行決議日直前取引日の東証終値と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大23,500,000株であり、発行決議日現在の当社発行済株式総数119,993,475株に対し最大19.58%（発行決議日現在の総議決権117,862個に対し最大19.94%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、上記第1 1 (2)注1.(1)「当社の現状」に記載のとおり、当社は平成21年3月期以降赤字体質から脱却することができておらず、平成27年3月期第2四半期においても977百万円の四半期純損失を計上しております。このような状況から、自己資本についても減少が続いており、平成20年3月期の連結会計年度末における自己資本が54,831百万円であったのに対して、直近の平成27年3月期第2四半期連結会計期間末の自己資本は1,301百万円と大幅に減少しており、自己資本の増強が喫緊の課題となっております。そのため、かかる状態から脱却し、安定的な財務体質と今後の安定収益の基盤を確保するためには、当該規模の資金調達は不可欠であると考えております。

本新株予約権の発行及び行使により調達される資金により、自己資本の増加による財務体質の強化のみならず、メガソーラー事業への投資を行うことによる安定した収益基盤の確立によって、既存株主を含めた株主全体の利益につながると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数23,500,000株に対し、それぞれ、当社株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は867,508株、過去3か月間における1日当たり平均出来高は730,210株、過去1か月間における1日当たり平均出来高は733,550株であり、一定の流動性があること、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと、当社が、当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることができること、及び行使指示には一定の条件が付されており、行使が発生する株価水準や株式発行による需給悪化懸念に配慮された設計となっていることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の発行に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BARCLAYS BANK PLC A/C RE EQUITIES (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom (東京都港区六本木6-10-1)	-	-	23,500	16.62%
シービーエスジーバンクジュリア スベアシンガポールブランチ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 36, P.O. BOX, CH-8010 ZURICH SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6-27-30)	3,000	2.54%	3,000	2.12%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	2,661	2.25%	2,661	1.88%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	2,121	1.79%	2,121	1.50%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋3-11-1)	2,000	1.69%	2,000	1.41%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,800	1.52%	1,800	1.27%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	1,409	1.19%	1,409	0.99%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1-8-11	1,390	1.17%	1,390	0.98%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	1,389	1.17%	1,389	0.98%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	1,351	1.14%	1,351	0.95%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1-8-11	1,229	1.04%	1,229	0.86%
計	-	18,350	15.56%	41,850	29.60%

(注) 1. 上記の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 当社の自己株式(2,098,630株)は上記表に含めておりません。

4. 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）平成26年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成26年9月12日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書を平成26年10月14日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年11月18日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年11月18日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本アジア投資株式会社

(東京都千代田区神田錦町三丁目11番地)

日本アジア投資株式会社西日本オフィス

(大阪府大阪市北区大深町3番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。